

平成 22 年 11 月 5 日

お客様へ

三菱UFJ投信株式会社

**「ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型） / （成長重視型）」  
における追加設定時信託財産留保額の料率変更のお知らせ**

拝啓 平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ブラジル政府は、平成 22 年 10 月 5 日に続き、平成 22 年 10 月 19 日より、再度、一部の金融取引税を引き上げることと決定いたしました。これに伴い、平成 22 年 10 月 5 日に 2.0% から 4.0% に引き上げられた同国の債券購入時に発生する為替取引に対する金融取引税の料率は、平成 22 年 10 月 19 日より 6.0% に引き上げられました。

上記の金融取引税の引き上げを受けて、掲題ファンドは受益者のみなさまの公平性を保つべく、追加設定時信託財産留保額（以下、留保額といいます。）の料率を 2 回に分けて変更することとし、平成 22 年 11 月 9 日のお申込みより当該料率を現在の 2.0% から 4.0% に変更（平成 22 年 10 月 5 日からの金融取引税引き上げへの対応）し、その後、平成 22 年 12 月 9 日のお申込みより、6.0% に変更（平成 22 年 10 月 19 日からの金融取引税再引き上げへの対応）いたします。

なお、留保額は、新たにお申込みをされる場合に適用されるもので、既存のお客様の資産に適用されるものではありません。

詳細につきましては下記をご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 対象ファンド

ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）

ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）

### 2. 変更内容

留保額を以下の通り変更いたします。

平成 22 年 11 月 5 日現在
<b>取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 2.0%</b> (ブラジル債券への投資に際して行なう為替取引に課される金融取引税に相当するものとして委託会社が定める率。料率は今後変更になる可能性があります、必ずしも、金融取引税の変更と同じタイミングで変更される訳ではありません。)

平成 22 年 11 月 9 日から
<b>取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 4.0%</b> (ブラジル債券への投資に際して行なう為替取引に課される金融取引税に相当するものとして委託会社が定める率。料率は今後変更になる可能性があります、必ずしも、金融取引税の変更と同じタイミングで変更される訳ではありません。)

平成 22 年 12 月 9 日から
<b>取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 6.0%</b> (ブラジル債券への投資に際して行なう為替取引に課される金融取引税に相当するものとして委託会社が定める率。料率は今後変更になる可能性があります、必ずしも、金融取引税の変更と同じタイミングで変更される訳ではありません。)

### 3. 適用開始日

#### (1) 4.0%への留保額の料率変更

平成 22 年 11 月 9 日のお申込み（11 月 10 日の販売基準価額）より適用します。

#### (2) 6.0%への留保額の料率変更

平成 22 年 12 月 9 日のお申込み（12 月 10 日の販売基準価額）より適用します。

販売基準価額 = 取得申込受付日の翌営業日の基準価額 + 留保額

販売基準価額の詳細につきましては、[5.販売基準価額について](#)をご参照ください。

#### 4. 対象となるお取引

- (1) 継続募集期間における取得のお申込み
- (2) スイッチングによる取得のお申込み
- (3) 分配金再投資による取得のお申込み

##### 分配重視型

平成 22 年 12 月 8 日決算は、4.0%の留保額料率による販売基準価額が適用されます。

平成 23 年 1 月 11 日決算からは、6.0% の留保額料率による販売基準価額が適用されます。

##### 成長重視型

平成 23 年 4 月 8 日決算から、6.0% の留保額料率による販売基準価額が適用されます。

平成 22 年 10 月 8 日付の当社書簡にて 4.0%とご連絡申し上げておりましたが、平成 22 年 12 月 9 日からの留保額の料率変更により 6.0%に変更となりました。

#### 5. 販売基準価額について

販売基準価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に留保額を加算した価額です。

留保額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に留保額の料率を乗じた金額(円未満切捨て)で算出されます。

なお、日本経済新聞等に掲載されている「基準価格」は、留保額を加算した「販売基準価額」です。

解約時に適用される基準価額には信託財産留保額は加算されません。解約時の基準価額は、日本経済新聞等に掲載されている「基準価格」と異なります。基準価額は、弊社ホームページにてご確認いただけます。

#### 6. 販売手数料

販売手数料は、販売基準価額に販売手数料率を乗じて算出されます。

以上

お問い合わせ先

- **本件に関するお問い合わせ**  
**三菱UFJ投信 お客さま専用フリーダイヤル** 0120-151034  
(受付時間：土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く9:00～17:00)
- **お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ**  
お取引のある販売会社のお取引店へお問い合わせください